

●香川県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年1月6日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市五名字岩元2418番2 地先から 東かがわ市五名字岩元2418番32 地先まで	38.4～60.8	60	平成24年香川県告示第138号 で変更した区域の一部及び平 成27年香川県告示第187号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成29年1月6日